

台風時及び特別警報発令時の登下校について

沖縄県立島尻特別支援学校

みだしのことについて、本校では下記のとおり定めております。

つきましては、幼児児童生徒の安全確保のためご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

記

1 通常日課となる場合

午前5時59分までに「暴風警報、特別警報」が解除になり、路線バスの通常運行が決定している場合は通常日課（スクールバス通常運行）となります。

2 休校となる場合

「暴風警報、特別警報」の発令時または路線バス運休時は休校となります。また、午前8時以降に警報解除または路線バス運行開始となっても、休校となります。

※テレビ・ラジオ等の「台風に関する情報」や「ニュース」等で情報を収集してください

3 途中から登校する場合

(1) 午前6時から午前7時59分までに「暴風警報、特別警報」が解除になり、路線バスが運行再開している時は以下の①から④の通りとなります。

- ① 各バス停の到着時刻は通常日課の2時間遅れとなります。※スクールバス運行表参照
- ② 登校（始業）時刻は 10:45 となります。※給食有（一部メニュー変更）
- ③ 下校は通常通りとなります。
- ④ 遅刻、欠課、欠席の取り扱い

登校（始業）再開時刻に間に合わなかった場合 → 遅刻

登校再開後、一部の時間を欠席した場合 → 遅刻、欠課

登校再開後、終日欠席した場合 → 欠席

※河川の氾濫や道路冠水などで登校が困難であったと学校が判断した場合、遅刻、欠課、欠席は取り消しとなります。

(2) 「暴風警報、特別警報」解除及び路線バス運行開始後の登校の際、大雨・洪水警報発令中で災害発生の危険が予測される場合は、学校長の判断により、スクールバスの運行を停止することがあります。

4 登校後（在校時）に「暴風警報、特別警報」の発令または路線バス運休が予想される場合

(1) 下校時の安全確保について学校長が総合的に判断した上で、授業中止を決定します。

(2) 下校時刻が早まる場合は、全保護者へ電話連絡をしますので、お迎えなどの幼児児童生徒の安全が確保できるよう対応をお願いします。

(3) デイサービス、学童などを利用する幼児児童生徒は、保護者にてデイサービス、学童などとの調整をお願いします。

(4) 自力通学の生徒について、通学路の通行が危険と認められるとき、保護者の迎えをお願いすることもあります。

※ 寄宿舍生の対応…週途中でも帰宅することになります。保護者の対応等よろしくお願いします。

※ 学校配信メール「RAKUME（楽メ）」でもお知らせ致しますので、ご確認下さい。